

## 岐阜県高等学校文化連盟民俗芸能部会規約（案）

- 第1条 （名称）本部会を岐阜県高等学校文化連盟民俗芸能部会と称する。
- 第2条 （構成）岐阜県の公立学校、私立学校の教員または特別支援学校の教員で組織する。
- 第3条 （内容）本会は岐阜県高等学校文化連盟に所属し、民俗芸能に関することを行う。  
岐阜県高等学校文化連盟の方針に従って、民俗芸能を通して高校生の健全な発達を図るための事業を行う。
- 第4条 （役員）本会には次の役員を置く。
- （1） 会長
  - （2） 専門部長
  - （3） 会計
  - （4） 監査
- 第5条 （役員の任務）役員の任務は次のとおりである。
- （1） 会長は本会を代表し、本会の業務の全てについて統括する。
  - （2） 専門部長は本会の運営にあたる。
  - （3） 会計は本会の会計事務にあたる。
  - （4） 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第6条 （役員の任期）役員の任期は学校年度の1年とする。ただし、年度途中から役員になったものについてはその年度末までとする。また、再任は妨げない。
- 第7条 （理事会）本会の運営についての必要な事項は、理事会で審議する。
- 第8条 （規約の改正）規約の改正は理事会において審議する。
- 第9条 （規約の施行）本規約は平成23年度から実施する。